

平成23年度 流山市国民健康保険料について

国民健康保険事業の運営につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。皆様の医療を確保するため、相互扶助の精神に基づく国民健康保険制度をご理解いただき、引き続き保険料の納付をお願いします。

1. 本年度保険料の概要

保険医療は、急速な高齢化の進展や医療技術の進歩、慢性疾患患者の増加などで医療費が年々増加し、国保制度を堅持するための制度見直しが行われ医療分の賦課限度額を1万円増額し51万円に、支援金分の賦課限度額を1万円増額し14万円に介護分の賦課限度額を2万円増額し12万円に改正されました。

国民健康保険概要については、広報ながれやま、市のホームページにも掲載しておりますのでご参照ください。

2. 流山市に納入していただく国民健康保険料は

(1) 医療分の保険料

その年に予想される医療費から国などの負担金、補助金、被保険者の一部負担金を除いたものが医療分の保険料です。

(2) 後期高齢者医療支援金分の保険料

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、被保険者数に応じた支援として、世代間の負担公平を図るための保険料です。

(3) 介護分の保険料

40歳以上65歳未満の方で、介護保険法第9条第2号に規定する国保に加入している方(第2号被保険者)の保険料です。

3. 国民健康保険の保険料率及び年間保険料の算出方法

(1) 国民健康保険料算定基礎表(年額)

区分 保険料の種類	所得割額		均等割額	平等割額	保険料の種類ごとに計算	限度額	当該世帯に賦課される 年間保険料の額 (A)+(B)+(C)
	料率	賦課標準額					
医療分	7.30%	前年の総所得金額から市民税の基礎控除額(33万円)を引いた額	19,200円	15,600円	+ + (100円未満切捨て)	51万円	の額が 51万円 (A) を超えるときは
支援分	1.80%		4,200円		+ (100円未満切捨て)	14万円	の額が 14万円 (B) を超えるときは
介護分	1.40%		12,600円		+ (100円未満切捨て)	12万円	の額が 12万円 (C) を超えるときは

所得割額

国民健康保険に加入している方一人ひとりの平成22年中(1月から12月)の確定申告による総所得額等から基礎控除額33万円を引いた所得割賦課標準額を求め、その額に保険料の種類ごとに所得割の料率を乗じて算出します。(所得割額 = 所得割賦課標準額 × 所得割の料率)

均等割額

国民健康保険に加入している方一人ひとりに賦課される人数割額です。(均等割額(年額) = 国民健康保険被保険者数 × 均等割額)

平等割額

国民健康保険に加入している1世帯ごとに賦課される世帯割額です。

(2) 保険料の計算期間

保険料は、加入手続きをした月ではなく、国保の被保険者となった月の分から納めます。

保険料は、国保への加入資格発生の月から納めます

例えば、5月20日に会社を辞めて、8月に国民健康保険に加入の届出をした場合、保険料は届出をした8月からではなく、加入資格が発生した5月から納付します。

年度の途中で加入した方の保険料は、次のように計算します

$$\boxed{\text{年間保険料}} \times \frac{\text{加入資格発生月から年度末(3月)までの月数}}{12 \text{ か月}}$$

請求する期割りは、年間保険料を算出した時の月以降の直近の納期限から残りの納期限の回数に振り分けて算出します。

年度の途中で変動があると(変更のお届け又は判明した月の翌月に変更した納付書又は還付通知が改めて送付されます)

(a) 転入した方の保険料は、保険料算定の基礎である前年の所得金額が不明のため、所得割額を除いた均等割額や平等割額を賦課した後、所得金額を前住所地へ問い合わせして、保険料を変更いたします。(年度の途中で修正申告された場合は、お申し出ください)

(b) 国民健康保険の資格がなくなった方の保険料は、国民健康保険の資格がなくなった前月分までの保険料を再計算します。その結果、不足分がある場合は残りの納期限に振り分けて追加納付を、年額と比較し収めすぎた場合は還付いたします。

(c) 年度の途中で40歳に達する方は、誕生月から介護分保険料を、また、65歳に達する方は、誕生月の前月までの介護分保険料を納期限ごとに振り分けて計算されておりますので、納入期限ごとにご納付ください。

(d) 年度の途中で75歳に達する方がいる世帯は、その方の誕生月の前月までの国民健康保険料で計算されますので、他に国保に残る方がいる場合は、3月までの各期に振り分けて1回の請求額が多くならないように平均しておりますので、納入期限ごとにご納付ください。

(3) 保険料の軽減

住民税等の申告をされている世帯で前年中の所得が、次による一定基準以下の世帯の場合、国民健康保険料の平等割額と各均等割額が軽減されます。そのため、国保に加入している方は無所得でも申告をしてください。(扶養者などの場合、個人特定が出来ないため軽減がされない場合があります)

軽減の種類	判定基準額(世帯の下記「特注」による所得の合計額)	(注1)
7割軽減	33万円 以下	65歳以上の方の年金所得については、15万円を差し引いた額で、判定します。
5割軽減	33万円 + {(世帯主を除く被保加入者数 + 世帯主を除く旧国保被保険者数) × 24万5千円} 以下	(注2) 世帯主が社会保険に入っている場合、世帯主の所得も含めて判定します。
2割軽減	33万円 + (被保加入者数 + *1旧国保被保険者数) × 35万円 以下	(注3) 加入者のうち、住民税の未申告の方がいる場合、軽減措置は適用されません。

(特注) 青色事業専従者給与及び事業専従者控除は、所得割額算出に適用されますが、軽減判定には適用されませんので、控除額を合算して判定します。また、長期・短期譲渡所得の特別控除は、所得割額算出に適用されませんが、軽減判定には適用されませんので、土地や家屋の売却等による譲渡所得はすべて所得として判定します。

*1「旧国保被保険者」とは、75歳になり国民健康保険から後期高齢者医療被保険者になった方をいいます。

(4) 保険料の法的な軽減措置等について

75歳になりますと、後期高齢者医療制度に移行し別に保険料を納めて頂く事になります。それに伴って世帯の保険料負担が急に増える事がないように、国民健康保険料については、条件を満たす一定期間において軽減されます。また、非自発的失業者*²として雇用保険の受給を受けている場合、条件を満たしている者の給与所得額を申出確認により30/100とみなして一定期間減じて保険料の算定を行います。

*²勤めていた会社が倒産や解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職者

4. 保険料の条例減免について

災害等により生活が困難になったときや、生活保護の認定を受けた場合、自営業の方などが倒産などにより、所得が前年と比較して激減した場合、一定割合以上減少して生活が困難となったときは、世帯主の申請によって、条例の規定による被害の程度や所得の減少割合、所得額の基準に応じて、決定した保険料を一定の割合で見直しを行い保険料を再計算し請求し直します。

5. 保険料の納付方法について

市から送付される納入通知書による保険料の納付は、流山市役所（千葉銀行流山支店流山市役所派出所）、流山市おおたかの森出張所・下記金融機関・コンビニエンスストアの窓口で支払う方法と口座振替の方法があります。また、ゆうちょ銀行・郵便局での口座振替は全国のゆうちょ銀行・郵便局で手続きできますが、窓口納付の場合は関東の各都県及び山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局（島しょを除く）に限られます。なお、ゆうちょ銀行・郵便局及びコンビニエンスストアでは納期を過ぎたものは取り扱うことができません。

(1) 納付義務者は生活の主宰者である世帯主となります

国民健康保険では、収入がない方も含め一人ひとりが加入者となるため、保険料の納入は世帯ごとに、世帯主が納付義務者となります。このため、世帯主本人が後期高齢者に該当する方や会社員などで国民健康保険加入者でない場合でも、世帯内に一人でも国民健康保険被保険者がいれば、納入通知書は納付義務者である世帯主宛にお送りしています。（流山市国民健康保険条例第7条）但し、口座振替をご選択いただく場合については、名義が世帯主名義以外の方の口座からのお支払いも可能です。

(2) 特別徴収(年金からの天引き)について

国民健康保険に加入している方全員が65歳以上74歳以下の世帯の保険料納付については、原則として世帯主の年金からの特別徴収となります。また、前年度に特別徴収を行っている世帯は引き続き特別徴収となり、4月、6月、8月は仮徴収として、前年度の保険料額を基準として天引きとなります。なお、特別徴収対象者が口座振替による納付とする方は、口座の届出または事前の申出により切り替える事が出来ます。

特別徴収に該当しない方(世帯主)

- ・世帯主が国保被保険者でない場合
- ・年金が年額18万円未満の場合
- ・世帯に65歳未満の国保加入者がいる場合（年度の途中でも取消）
- ・口座振替で納付している場合（口座振替に切り替える場合）
- ・介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合
- ・世帯主が年度途中で75歳以上になる場合

(3) お支払いについて

保険料の納付を口座振替にすると、指定口座から自動的に引き落とされ、納め忘れを防ぐこともできます。一度手続きをお取りいただくと、翌年以降も継続されますので、口座振替の利用をお勧めいたします。また、下記のコンビニエンスストアでも納付が出来ます。

口座振替の申込みは、口座振替依頼書、預貯金通帳及び同届出印、被保険者証を持って、下記金融機関等で手続きをしてください。

(金融機関等)	千葉銀行	東日本銀行	みずほ信託銀行	とうかつ中央農業協同組合	コンビニエンスストア	I-IM・ピ-IM	サクス	デ-リ-ヤマザキ
	筑波銀行	みずほ銀行	三菱UFJ信託銀行	中央労働金庫		イ-リ-ワン	スリ-イト	ファミリー-マート
	京葉銀行	三井住友銀行	亀有信用金庫	ゆうちょ銀行・郵便局		くらしハウス	スリ-イフ	ポ-プラ
	埼玉りそな銀行	三菱東京UFJ銀行	城北信用金庫			ココストア	生活彩家	ミニストップ
	常陽銀行	りそな銀行	東京東信用金庫			コミュニティ-ストア	セ-ブ-オン	ヤマザキデ-リ-ストア-
	千葉興業銀行	中央三井信託銀行	東京ベイ信用金庫			サークルK	セブンイレブン	ローソン

(4) 納付方法の変更について

金融機関窓口でのお支払いから口座振替を希望する場合は、引き落としを希望する金融機関の窓口に振り替え依頼書を提出してください。金融機関承認後、流山市へ承認された依頼書が届いた月の翌月の納期から引き落としとなります。

年金からの特別徴収(天引き)の対象となる世帯及び対象となっている世帯でも、口座振替のお申出をいただくことにより、特別徴収を中止し、口座振替によるお支払いに変更することができます。（但し、年金天引きの停止を希望する月の2か月前の変更届となります。）

なお、納付方法の変更をご希望の方は、お問い合わせください。

6. 納付期限等一覧表(口座振替の世帯は、納期限の日に振り替えとなります)

・普通徴収（一括納付は、第1期の6月30日のみとなります。口座振替も同様）

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	過年度随時期
納期限	6月30日	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	1月4日	1月31日	2月29日	4月2日	5月31日

民法第142条の規定により納期の末日が土曜日・日曜日・休日の場合は翌金融機関営業日が納期限となります。

このため、今年度は8月・1月は同月内に納期限が2回となります。

・特別徴収(隔月給付の年金から保険料が天引きとなります。)

特別徴収の世帯	仮徴収1回目	仮徴収2回目	仮徴収3回目	特別徴収1回目	特別徴収2回目	特別徴収3回目
納期限(納付月)	4月	6月	8月	10月	12月	2月
新たに特別徴収となる世帯	納付書第2期	納付書第3期	納付書第4期	特別徴収1回目	特別徴収2回目	特別徴収3回目
納期限(納付月)	8月1日	8月31日	9月30日	10月	12月	2月

仮徴収とは、2月給付された年金から天引きとなった2月分保険料と同額を4月・6月・8月に天引きすることです。その後、その年度に決定されている保険料(年額)から仮徴収した額を差し引いた額を10月・12月・2月の3回に振り分けて天引きとなります。

前年度の途中から国保に加入している世帯で要件を満たした世帯は、2期、3期、4期は納入通知書による納付となり、10月の年金支給分から天引きとなります。次年度からは、4月から天引きとなります。

流山市役所 市民生活部 国保年金課
04-7150-6077(直通)
04-7158-1111(代表)

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市のホームページアドレス
<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>